

令和2年4月入園 町立認定こども園・ 保育所・幼稚園児を募集

認定こども園・保育所

申し込みが必要となるのは、令和2年度に初めて対象乳幼児の入園を希望する場合です。在園児については、通園している園に就労証明書、勤務資料などの関係書類を提出してください。

対象 5か月～5歳児（平成26年4月2日～令和元年11月1日生まれ）で、乳幼児の保護者のいずれもが、次の項目のいずれかの事情にある場合

- 就労している場合
- 出産・病気・負傷・心身に障がいがあり、児童の保育ができない場合
- 長期にわたる病人や心身に障がいのある人の介護を保護者が常時行っている場合

「下水道ふれあいまつり開催のお知らせ」

下水道ふれあいまつり 開催のお知らせ

下水道事業を身近に理解していただくため、次のとおり開催します。お子様向け無料イベントも多数企画していますので、ぜひこの機会に参加してください。

日時 10月19日(土)10時～15時

場所 扇町しらす広場
(小田原市扇町六丁目819番地)

主催 神奈川県・県下水道公社

共催 酒匂川流域関連市町

内容 下水処理場見学・模擬店・スタンプリリー・ゲーム・微生物の観察・水質実験・太鼓やお雛子の演奏など

照会先 上下水道温泉課
☎8519567

公共下水道への 接続のお願い

公共下水道が使用できる区域（宮城野・強羅・二ノ平・小涌谷・仙石原・箱根・元箱根の各一部）に住んでいて、

- 火災・風水害・地震などの災害に遭い、その復旧までの間保育ができない場合
- 求職活動（起業準備を含む）をしている場合
- 就学している場合
- 虐待やDVの恐れがある場合

○8時30分から14時までの教育標準時間入所を希望する子ども（1号認定）を持つ場合

保育時間 次の時間中、保育教育が必要な時間
・月～金曜日
7時30分～18時30分
・土曜日
8時30分～16時30分

申込方法 入所申込書などに必要事項を記入し、入園希望の認定こども園または保育所に提出してください。申込書は認定こども園、保育所および

び子育て支援課で10月15日(火)から配布します。
受付期間 11月5日(火)～22日(金)
※受付期間を過ぎてからの応募は、2次選考対象となります。

提出書類

- ・支給認定申請書兼保育所等入所申込書
- ・事業所からの就労証明書（病気や出産の場合は、医師の診断書など）
- ・児童健康調査票
- ・保育を必要とする事由を証明する書類（1号認定こどもは提出不要）
- ・保護者の令和元年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書など（平成31年1月1日現在で町内に居住していない方が対象。また、同一世帯で収入のある家族がいる場合は、その分も必要）

後日提出書類 保護者の令和2年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書など（令和2年1月1日時点で町内に居住していない人が対象。同居している場合は、その分も必要）

手数料 5,200円
申込方法 令和元年11月29日(金)までに指定の場所へ郵送で申し込んでください。
*更新講習対象者には10月中旬頃に案内および申込書などが直接郵送されます。

更新講習会

下水道排水設備工事責任技術者更新講習会、
県内統一試験
下水道排水設備責任技術者の資格を更新するための更新講習会および資格を新たに取得するための県内統一試験が次のとおり行われます。
日程 令和2年1月21日(火)～23日(木)のうちいずれか希望する日

場所 サンプیانかわさき（川崎市立労働会館）川崎市川崎区富士見2-1-5

手数料 5,200円
申込方法 令和元年11月29日(金)までに指定の場所へ郵送で申し込んでください。
*更新講習対象者には10月中旬頃に案内および申込書などが直接郵送されます。

手数料 5,200円
申込書の配布 10月8日(火)～11月15日(金)

申込方法 11月29日(金)（消印有効）までに指定の場所へ郵送で申し込んでください。

照会先 上下水道温泉課
☎8519567

10月1日は 「浄化槽の日」

浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたのを記念して設けられました。浄

箱根幼稚園

一世帯で収入のある家族がいる場合は、その分も必要）
その他 家庭の事情により5月以降に入園を希望する場合は、入所申込書に資料を添付し、入園希望の前月15日までに希望する認定こども園・保育所へ提出してください。

該当する児童 3～5歳児（平成26年4月2日～29年4月1日生まれ）

保育時間 月～金曜日の8時30分～14時

預かり保育時間
箱根幼稚園では預かり保育を実施し、働くご家庭を支援しています。

- ・通常 14時～16時30分
- ・延長（必要に応じて実施）
早朝 7時30分～8時30分
夕方 16時30分～17時30分

申込方法 入園願書などに必要事項を記入し、関係書類を添えて、箱根幼稚園に提出してください。願書は箱根幼稚園および子育て支援課で10月15日(火)から配布します。

受付期間 11月5日(火)～22日(金)

提出書類

- ・入園願書
- ・支給認定申請書
- ・保護者の令和元年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等（平成31年1月1日現在で町内に居住していない方が対象。また、同一世帯で収入のある家族がいる場合は、その分も必要）

後日提出書類 認定こども園・保育所に準じて提出してください。

照会先 子育て支援課
☎8519595

認定こども園
湯本幼児学園
☎8515444

保育所
宮城野保育園
☎8418386

幼稚園
箱根幼稚園
☎8316159


合併処理浄化槽への転換

既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換設置する方に費用の一部を補助しています。

対象 下水道事業計画に定められた予定処理区域外の区域に住所を有し、かつ居住している方・町税等を滞納していない方・申請年度内に工事を完了できる方
*建築確認申請が伴う新築や増改築は対象外

申請方法 工事着手前に申請してください。
※予算に限りがありますので、事前に確認してください。

照会先 環境課
☎8519565



犬および猫の 多頭飼育届出制度を 新設しました

10頭以上の犬や猫を飼育する場合の届出制度が始まります。

近年、多頭飼育により犬や猫を飼いきれなくなる事例や多頭飼育に起因する犬や猫の不適正飼育、騒音、悪臭など近隣の生活環境への悪化による苦情が寄せられる事例が増加しています。そこで、多頭飼育に関する情報を早期に把握し、飼い主への支援や指導を行えるよう、届出制度を新設しました。

10頭以上の犬や猫を飼育している方は、小田原保健福祉事務所へ必要になりますので、詳細は問い合せてください。

照会先 小田原保健福祉事務所環境衛生課
☎0465-32-8000(代)